

第3回 大和市障害福祉計画 策定委員会 会議録

日 時：平成18年7月29日（土） 午後1時30分～午後4時30分

場 所：大和市保健福祉センター 5階 501会議室

出席者：（敬称略）

<委員>

竹内安彦、鈴木敏彦、西山誠一郎、村尾朗、伊藤悦子、春日恵美子、市川俊幸、
佐藤七津美、井上保男、田邊季子

（欠席）江原純一

<事務局>

柳課長、入岡課長補佐、熱田チーフ、中林主任、坂本主任、増山保健師

議 事 1 開会

2 議題

（1）アンケート調査のクロス集計結果について

（2）計画の体系について

（3）地域生活支援事業について

3 報告事項

（1）障害者世帯へのインタビュー調査結果について

（2）障害者関連施設、団体等へのヒアリング調査結果について

1 開会

会 長：第3回大和市障害福祉計画策定委員会を開催する。議事次第に沿って進めていく

2 議題

（1）アンケート調査のクロス集計結果について

事務局：資料「大和市障害者福祉計画策定に向けた意識調査クロス集計結果」説明。

会 長：障害ごとによって、意識が違ってくる。『1 利用者負担についての考え方』は、知的障害者で、年収に関係なく、「負担は増えてもサービスは充実」と回答する割合が高かったのだが、何故だろうか。また、『2 今後希望する暮らし方』では、民間借家に住んでいる方は、住まいに不安定さを感じているように取れる。『3 グループホーム・ケアホームの利用意向』では、どの障害でも「わからない」の割合が最も高くなっているが、身体障害者や精神障害者に比べて、知的障害者で利用意向が高いようである。『5 新しいサービスの利用意向』では、3障害ごとに利用意向に差があるが、精神障害者は「就労移行支援」、「就労継続支援」の利用意向が高くなっている。

委 員：知的障害者の場合、特に、未成年者の親はお金を払ってサービスを受けることを当たり前だと思っているので、年収には関係なく「負担は増えてもサービスは充実」の割合が高くなっているのだと思う。また、親が亡くなった後は、グループホームやケアホームに入居させたいと思っている。親が高齢になった時のために、親子が一緒に入居できる施設があれば良いと以前から思っていた。

委 員：知的障害者の7割は、親がアンケートに記入しているので、親が費用を負担しているのだと思う。『2 今後希望する暮らし方』では、身体障害者、精神障害者は、「結婚して家庭をつくって暮らしたい」と回答している人も多くなっている。『4 サービスの利用』では、「福

社タクシーの利用助成」の利用は、身体障害者で多く、精神障害者ではあまり多くないが、精神障害者はタクシーより、バス券の利用を望んでいるのだと思う。また、身体障害者はホームヘルプサービスの中でも、「家事援助」の利用が多くなっている。

職務代理：『4 サービスの利用』では、精神障害者は「無回答」が多くなっている。

事務局：精神障害者でサービスを利用しているのは一部である。利用できるサービスが何かを分かっている人が少ない。

会長：精神障害者の新しいサービス利用意向は、「就労移行支援」、「就労継続支援」、「自立支援医療」で多くなっている。

委員：知的障害者は17歳以下が半数以上であり、18歳以上はサンプル数が少ない上に無回答が多いので、年齢別クロスをかけても無理があるように思う。データとして取り上げるべきか。17歳以下の回答は親の意向だと思う。乳幼児期のグループホーム・ケアホームの利用意向は、計画に反映できるのだろうか。また、調査票では、新しいサービスの解説がされていたが、解説文で十分に説明できたか、やや不安がある。

会長：調査には限界があるので、本委員会では、調査結果を鵜呑みにするのではなく、本当の意味を考えていきたい。前回の単純集計も含めて、何かご意見はあるか。

委員：『5 新しいサービスの利用意向』では、「児童デイサービス」が高くなっているが、児童相談所で働いていても実感する。親が回答しているので、小学校入学後の生活に不安があるのではないか。

委員：子どもでは「短期入所」、「児童デイサービス」の利用意向が高くなるのは、当然だと思う。

委員：実際に知的障害者の親に聞いても、「短期入所」、「児童デイサービス」の利用意向は高い。特に夏休みなどに、日中に預かってくれるサービスが必要である。

会長：サービスの利用意向が低くても、ニーズがないという判断はしにくいので、配慮が必要である。身体障害者について、何か意見があるか。

委員：身体障害者の対象者には、若い人が少ないので、ヒアリングの意見も積極的に反映させるべきである。現在は、養護学校への希望者が増え、入学するのが大変であり、いつでも親が見守ってないといけないうちもいる。新しいサービスとして、居宅介護、訪問介護がはじまる中で、状況が少しでも改善されれば良いと思う。

会長：一人ひとりで、必要としているサービスは違うと思う。

事務局：クロス結果が出たことにより、サービスの利用意向が、より判りやすくなったと思う。様々なサービスがあるが、どこを重点的に整備するかが問題である。

事務局：新しいサービスの利用意向に「相談支援」を入れなかったことを反省している。精神障害者は「相談支援」の利用意向が高いと思う。

委員：精神障害者では、本人が回答している割合が高いが、調査結果をみると、家族会で話し合われていることと、内容がずれているように感じる。私共の家族会では、昨年未からグループホームを運営している。家族会のアンケートでは、グループホームの利用意向は高かったのだが、現状の入居率は厳しいものとなっている。

会長：そういう意味では、関連団体のヒアリングが重要になる。

職務代理：18歳以下、20～30歳、30歳以上の考え方はかなり違うと思う。18歳以下の方が将来をイメージできないのは、当然である。30歳以上になると、施設の利用意向が高くなっている。

(2) アンケート調査のクロス集計結果について

事務局：資料「大和市障害者福祉計画体系(案)」説明。

会 長：具体的な事業で、不足しているサービスなどについてご意見をいただきたい。

委 員：方針「保健・医療・リハビリテーションの充実」には、リハビリテーションに関連する事業が入っていない。

事務局：リハビリテーションは、就学前の肢体不自由児については、松風園で行っている。義務教育及び養護学校高等部の学齢児については、理学療法士に週1回お願いしており、方針「健康な学びと育ち」の事業「地域療育システムの推進」に含まれている。

会 長：そのような事業は、方針「保健・医療・リハビリテーションの充実」にも入れるのが良い。

委 員：グループホームと生活ホームは地域生活援助事業となっているが、具体的にはどのような事業ですか。

事務局：表記が現行の事業名になっているので、今後は共同生活介護と共同生活援助という表記にする。

委 員：移動支援は、方針「外出の支援」にまとめられているが、外出に限定されていない。現在は児童デイサービス、短期入所、グループホームにも移動支援は利用されている。今後は移動支援が市町村事業の中で、大きな割合を占めると思う。

委 員：現在は、デイサービスに送迎があるのは当然だが、10月以降、体系が変わってくる。身体障害者は送迎がないと、参加できない。今後はどう整理されてくるのか。

委 員：日中一時支援事業はどこに入ってくるのか。

職務代理：高齢者の介護の場合は、移動支援を入れたらキリがないということで入れなかった。しかし、デイサービスに行けないので、個々のサービス事業者が送迎をしている。どこまでの移動を支援するのか考えなければいけない。

会 長：移動、外出の支援の範疇はどこまでになるのか。

委 員：方針「権利擁護の推進」は、事業が「地域福祉権利擁護支援事業」のみで少ない。アンケート結果によると、権利擁護のためには「障害者を支援するサービスが充実すること」が、最も多くなっている。権利擁護は、具体的なサービスと密接に関係している。また、相談支援を充実しても、サービス利用の計画、アセスメントの評価に利用する機会が多いので、必ずしも権利擁護になるわけではない。相談支援の中で行う権利擁護については、計画の中で言及しなければいけない。

会 長：まず、移動支援の考え方について整理したいと思う。事務局から何かあるか。

事務局：移動支援は10月以降に市町村事業にシフトする。現在の考え方としては、移動支援事業を大きく2つに分けることがある。どこかに行くための必要不可欠な移動介護と障害特性に応じた移動介護に分ける。障害特性に応じた部分については、サービス利用計画を作成してもらい、それに依拠して支給決定する。

職務代理：必要不可欠な移動支援とは、何か。

事務局：もともと通院などを考えていたのだが、通院は介護給付に含まれるという案を国が出してきている。その他の生活していく上で必要不可欠な移動支援は、今後具体的に詰めていくが、経済的活動のための移動支援は対象外となる。通学、レクリエーションなどは、上限を設定できれば、ある程度柔軟に考えたい。施設の送迎については、施設が行う送迎の距離が長い場合、同じ単価で提供することは難しいので、配慮するか検討している。また、10月以降、短期入所の日中預かり、放課後対策としてのタイムケアなどが、市町村事業で展開しなければいけない。タイムケア事業を行っている先進市の事例などをみると、学校から施設の移動は、事業者が迎えにいき、サービスが終わった後は、事業者にご家族が迎えに行くということが一般的である。今後は、基本的に迎えを事業者をお願いしたいと考えているが、事業者

の体制もあるので、10月以降も事業者と調整していきたいと考えている。

委員：現在は、児童デイサービスで、ワンピースなどの事業者は学校に迎えにしている。

事務局：今後、ワンピースがそのまま児童デイサービスに移行できるのかという問題もあるので、事業者と話し合い、検討していく。

委員：定期的な通学の支援は望まれていると思う。

委員：方針「就労の支援・機会の充実」には、事業「就労移行支援」、「就労継続支援」があるが、現在は、就労に関する選択肢が少ない。就労には事前の訓練が重要である。また、ジョブコーチなどの制度も必要である。また、相談支援は行政が提供するものだけでは足りないと思う。保健福祉事務所では、患者同士のピアカウンセリングを行いたいと思っている。また、地域でのボランティアの育成も必要である。

会長：就労前の支援、ジョブコーチ、相談支援事業におけるピアカウンセリングなどは、どこかの事業に含まれているのか。

事務局：事業「障害者社会参加促進事業」は、障害のある方からみれば、社会参加ということになるが、受ける側からみれば、ボランティアをお願いするということにもなる。「障害者社会参加促進事業」は、方針「相互理解と交流機会の充実」に、「ボランティアの育成」などの観点で組み入れても良いと思う。また、ピアカウンセリングは、方針「情報提供・相談体制の充実」で調整を図って行きたい。

会長：先程、村尾委員が言っていたように、方針「権利擁護の推進」は、事業が「地域福祉権利擁護支援事業」のみなので、もっと充実すべきである。

委員：思い切ったことを言えば、サービス提供を行わない事業者が、相談支援を行えば良い。そうすれば、権利擁護の機関としての強さを持つてと思う。

会長：確かに、サービスの提供事業者、ケアマネジメント事業者が、権利擁護をするというのは、利益相反なので、本来的にはあり得ない話である。

委員：サービス提供を行わない事業者に、相談支援を委託すれば良いと思う。

事務局：相談支援事業の中に、権利擁護があるが、もっと客観的であり、公平性のあるシステムとしての権利擁護事業体制の整備が必要であるということか。

委員：事業者に公平性を求めるよりも、サービス提供を行わないということで公平性があると思う。

会長：考え方としては成り立つと思う。しかし、事業の運営面で、相談支援事業単独では厳しいかもしれない。

委員：地域生活支援センターの中に相談支援事業などが含まれて、委託されると思う。委託するときに、別々の事業者にすれば良いのだが、現状のシステムは違う。委託する側がどのような姿勢で委託事業者を選ぶかが問題である。

委員：契約の内容の問題ではなく、大和市に相談支援事業のみを行う事業者が存在すれば良い。公平性を保つためには、サービスを提供してない事業者が、基幹的に動くことが望ましい。

会長：介護保険制度の地域包括支援センターの現状をみると、村尾委員のご指摘は現実的なものかもしれない。地域包括支援センターは予防事業に時間と労力を取られていて、権利擁護には手が回っていない状態である。

(3) 地域生活支援事業について

事務局：資料「地域生活支援事業の実施について」説明。

職務代理：助成割合が90～100%となっているが、将来的には2割負担にスライドすることが懸念されるが、どうか。

事務局：現行では、自立支援給付の障害福祉サービスは1割負担となっているので、それ以上の負担になることはない。低所得の方については、何らかの軽減を考えているので、90～100%という表現にした。

会 長：生活保護世帯等の減免については、どれくらいの割合か。

事務局：市町村認定非課税世帯と生活保護世帯をあわせて、3割ぐらいになる。

会 長：自立支援給付、地域生活支援事業をあわせて考えると、各世帯の負担増は免れない状況だが、どう考えているか。

職務代理：サービスの総額をいくらにするかということは、決まっているのか。

事務局：例えば、現行では、訪問入浴サービス事業は無料である。しかし、月3回までである。負担をしていただくことによって、週2回ぐらい利用できるようにすることも考えられる。

職務代理：単価は決まっているのか。

事務局：単価は入札で決めることになっている。現行では、訪問入浴サービスは5,000円程度である。入札すると、提供が1事業者に限定されるが、入札しないと介護給付費の12,000円程度になる。

事務局：5,000円の1割なので、500円負担していただくことになる。入札は踏襲しようと考えている。回数を増やすという話もあったが、現行では月3回までと限定されているので、利用者の方は、それ以上の利用分をすべて実費で払っていると思う。今後は、負担していただくが、回数を増やすということも検討している。

事務局：市民の方が業者と個々に契約すると、12,000円程度請求されることになる。市民の方からは、市が委託契約をして、自己負担をとってくれたほうが使いやすいという意見を複数いただいている。

委 員：訪問入浴サービスを利用している方は、介護保険も利用できる年齢の方なのか。また、訪問入浴サービスを行うのであれば、アンケート上で希望の有無を問い、もっと広く様々な人に伝えるべきである。

事務局：介護保険対象者の方は、介護保険でご利用いただいているので、対象外となっている。また、ホームヘルプでヘルパーの介助があれば、自宅のお風呂に入れる方は、そちらのサービスの利用をお願いしている。

委 員：資料の「相談支援事業」の内容の「権利擁護のために必要な援助」とは、具体的にどのようなことをしているのか。

事務局：国から提示されたガイドラインの言葉だが、具体的な説明は示されていない。

委 員：トラブルがあった場合に、弁護士に頼めるというようなことか。

会 長：地域福祉権利擁護事業、成年後見制度につないでいくということだと思う。弁護士の紹介はできないと思う。神奈川県弁護士会につなぐことになると思う。

委 員：助成割合は、事業によって柔軟に考えたほうが良い。必須事業の内容も、大和市の独自姿勢で膨らますことは可能である。地域生活支援事業は、サービスの足りないところを埋めることもでき、全体的な底上げに使える。1割負担をすることの目的は、利用調整と平等性にある。しかし、平等性を落として、1割負担をしなくても、市町村としてサービスを提供するという考え方はあると思う。

会 長：地域生活支援事業は自立支援給付を補うという位置づけにある。自立支援給付の1割負担を変えることは難しいと思うが、地域生活支援事業については、精査が必要かもしれない。助成割合については、委員会の議論を政策会議に反映させていただきたい。

3 報告事項

(1) 障害者世帯へのインタビュー調査結果について

(2) 障害者関連施設、団体等へのヒアリング調査結果について

事務局：資料「大和市障害福祉計画及び大和市障害者福祉計画策定に向けたインタビュー調査およびヒアリング調査」説明。

委員：教育と福祉の連携は難しい。今まで、保育園や幼稚園、小学校、中学校、高等部及び就労という中で、支援がぶつ切りになってしまっている状況であった。そのため、神奈川県で個別の支援計画を作成する計画があり、養護学校などでは進んでいる。今年度は、特殊学級の在籍者に対しても作成することになっている。来年度は、普通級でも保護者の同意があれば作成する。情報をうまくつないでいきたいと思う。また、教育委員会と児童育成課などとの連携で、大和市巡回相談支援を行っている。子ども、保護者、学校からの支援要請があった場合は、総合的な支援ができるように体制を整えている。また、保育園の園長会との連携も進んでいる。保護者の同意を得ながら、情報がスムーズに流れるように努力している。

委員：養護学校では、定員オーバーで、軽度の方は抽選になったと聞いたのだが、本当か。

委員：知的障害の高等部のみの話である。三ツ境養護学校で、これまでは調整と納得の中で、何とかうまく収まっていたが、昨年については、抽選になってしまった。来年度についても、この状態が続くと思う。神奈川県全体の問題である。A1、A2の療育手帳をお持ちの方を優先し、他で抽選を行っている。神奈川県としては、希望者全員の入学を目指しているので、第2希望には入学できるようにしている。

委員：養護学校の必要性が高まっている。

委員：神奈川県は養護学校を建設しているが、追いつかない状態である。

委員：以前は、空きが出ているという話もあったので、驚いている。神奈川県に、軽度の方は地域の学校を分場という形で利用し、重度の方は養護学校に行けるようにして欲しいという要望を出した。また、第1松風園についてだが、10月からは、利用者の負担が増えるようである。幼児は保護者の収入により負担が決まるので、助成金を出すなどしないと、通うことができなくなる人も出てくる。グループホームも、10月から経営が厳しくなるので、家賃補助などをしていただきたい。身体障害者では、作業所とデイサービスの両方を利用している方がいるようである。

委員：身体障害者では、作業所で働き、リハビリ、機能訓練などをデイサービスで行っている方がいる。

事務局：第1松風園は、今まで料金がかかっていなかった。しかし、毎日通えなくなる人がいるのは問題なので、検討したいと思う。また、今後は入所施設や病院よりも、グループホームやケアホームが中心になり、数が必要になるので、整備は大きな検討課題である。グループホームやケアホームの役割は、地域に人を戻すことにある。しかし、グループホームの家賃補助は難しい。

委員：グループホームは、入院患者が出ると、退所という扱いになるので、急にその分の収入がなくなる。私たちも、グループホームを運営しているが、意欲だけで続けていくのは無理である。今年の4～6月では、40万近くの赤字が出ている。他市では、家賃補助を行っているところもある。大和市のグループホームに対する長期的な考え方はどうなっているのか。大和市に要望書も出しているが、回答がない。

委員：障害程度区分によって使えるサービスが異なっており、利用者は分かりにくいと思うので、障害程度区分別にどんなサービスが受けられるか、どんな事業所があるのか等のパンフレット

トのようなものを作成していただきたい。

事務局：作成する。

委員：グループホームでの生活がうまくいかず、入所施設に戻ってくるケースがある。就労支援もデイサービスも大切だが、グループホームやケアホームに重点を置く必要がある。また、児童デイサービスや短期入所に対するニーズが高いが、充実することは難しいので、緊急時の対応に力を入れるべきである。また、移動支援については、身体障害者が移動に使うものだけで考えない方がよい。通院、施設通所も含め、多様性を認めてほしいと思う。また、権利擁護なくしては、全体のバランスがうまくいかないなので、慎重に検討すべきである。

4 閉会

事務局：次回は11月の予定である。日程は調整するが、木曜日の午後ということをお願いしたい。

以上

第4回 大和市障害福祉計画 策定委員会 会議録

日 時：平成18年12月7日(木) 午後1時30分～午後3時30分

場 所：大和市保健福祉センター 4階 講習室

出席者：(敬称略)

<委員>

鈴木敏彦、竹内安彦、村尾朗、伊藤悦子、春日恵美子、市川俊幸、
江原純一、佐藤七津美、井上保男、田邊季子

(欠席)西山誠一郎

<事務局>

柳課長、入岡課長補佐、熱田チーフ、中林主任、坂本主任、石田保健師

議 事 1 開会

2 議題

(1) 今後のスケジュールについて

(2) 大和市障害者福祉計画・障害福祉計画(案)について

1. 開会

会 長：5月から検討を始めたが、この間、制度の根幹に関わる大きな動きもあった。厳しいスケジュールだが、2月末の計画書確定に向けて、ご意見をいただきたい。

事 務 局：今日の議題に入る前に、前回、インタビュー調査のまとめの資料の内容が十分確認できていなかった点について、経過とお詫びをさせていただきたい。

生活構造研究所：前回の委員会においてインタビュー先のご確認が十分できていない資料を提出してしまい、インタビューをお願いした方、関係者の方、委員の方にも大変なご迷惑をおかけしたことを心よりお詫び申し上げたい。今後、このようなことがないよう、十分に注意して取り組んでいきたい。その後、インタビュー先の皆様にはご確認いただき、本日、お手元にお配りしたような形でまとめたところである。なお、若干、誤字があるので、訂正をお願いしたい。

【訂正箇所】

4ページ 発達不安のある子どもや障害児の療育、保育、教育の現状と課題
「小学校」の欄、下から5行目 「大教研」 「大障研」に訂正

8ページ 地域の資源や行政との連携に対する意向
「地域作業所(身体・知的)」の欄、上から2行目 「同巻き込んで」 「どう巻き込んで」に訂正

2. 議題

(1) 今後のスケジュールについて

事 務 局：今日の策定委員会では、計画(案)について説明し、委員のご意見は、今月中をめどに障害福祉課までお寄せいただきたい。その後、関係各課と調整し、1月16日から1ヶ月間パブリ

ックコメントを実施する。パブリックコメントの結果を受けて、2月に計画書を確定する。委員の任期は3年となっている。4月以降も引き続き委員会を開催する予定であり、皆様には引き続きご出席をお願いしたい。

会長：パブリックコメントを受けて成案となるが、その前に委員会として計画（案）を確定する。今月中をめどとして、委員から事務局へ意見を出すということである。計画案の説明をお願いしたい。

（2）大和市障害者福祉計画・障害福祉計画(案)について

（事務局より、計画案について説明）

会長：これまで、基本理念および計画もメニューまでは確認してきた。 、 の部分を中心に、気づいたこと、疑問点も含めてご意見をいただきたい。

委員：p.53 グループホーム設置促進事業は、国・県・市あわせて助成するという説明だったが、グループホーム移行推進事業の方もそうなのか。

事務局：グループホーム移行促進事業については、今年度当初から計画していたが、新たに県の方からこういった事業を促進したいという話が出てきたため、市としては一体的にとらえてみようということで提案している。県がどこまで事業を展開するかは定かではないが、市としてはすでに政策決定されており、推進していきたい。設置促進事業はあくまでも入所・入院していた方々が新規に利用することが前提である。移行推進事業は既存の施設を利用する場合を含めて支援するという事業である。いずれも、県と市で助成していく事業です。

委員：グループホームの家賃補助についての考えをお聞きしたい。

事務局：あくまでも入所・入院している方を地域に戻す事業に力を入れたいと考えており、家賃補助は考えていない。

委員：グループホームの家賃補助をしていないのは近隣市では大和市だけである。家賃補助は必要という声がある。利用者の負担が年金以上にかかっている。ぜひご検討いただきたい。

職務代理：緊急預かりは近隣市との連携をとってほしい。グループホームは障害者の誰もが入れるわけではないと思う。現実的にどの程度の障害程度区分であれば利用できるのか。

事務局：知的障害者の入所施設の場合は、認定調査で4～6段階の認定が出ないと利用が難しいという現状がある。4段階未満の方の場合、親亡き後を心配する声もある。そういった場合は、ケースワーカーが措置という形で施設を利用できるように手配をさせていただくことも考えられる。グループホームは障害程度区分による利用制限はない。

委員：p.63 障害者福祉的就労協力事業所支援事業の内容には知的障害者とあるが、精神障害者も含まれるようになったのではないかと。最低賃金であっても、生活できるだけの収入を確保しながら能力に合わせて働く場を拡大する考えがあってもよい。

p.46 ピアカウンセラーの研修など、どこで人材育成を行うか。

事務局：現場レベルでの仮の考えをまとめている段階として、お話しするということがよろしいか。現在4市（大和市、綾瀬市、座間市、海老名市）で運営されているコンパスは、障害者自立

支援法で位置づけられた経過的精神障害者地域生活支援センターという名称で運営されている。来年4月から海老名市が抜けて3市の運営により地域活動支援センターとなるが、相談部門は継続し、障害福祉課の保健師2名も相談にあたる。加えて障害者自立支援センターが来年4月以降、法内施設になるとともに精神障害者へのサービスにも対応していく方向性を持っている。精神障害者作業所である、あゆみの家とフレッシュゾーンボイスの2施設には精神保健福祉士の資格者がいる。大和保健福祉事務所、大和病院も含め、精神障害者に対応する施設の数が多いということで、まずネットワークをつくっていかうと考えている。各々の役割分担については今後の課題である。資源はたくさんあるので、有効的に活用していくことが大切である。

事務局：p.63 福祉的就労の現況は実績である。平成18年4月からは3障害で整理される。

委員：精神障害者の電話相談を一元化する考えはないか。発症者が相談できるところがほしいとの意見がある。一般市民にわかりやすく広報した上で相談を受けるのは無理か。

事務局：障害福祉課には保健師が2名いる。あわせてコンパスが中心的に相談を受けている状況である。相談窓口の普及啓発は必要と考えている。一元化するよりも、相談窓口はなるべくたくさんあった方がよいと考えている。事業所との連携を深めながら、市民が多くの窓口の中から選択して利用できるよう、広報していきたい。

委員：一般の人には「コンパス」といってもわからない。精神障害に関する知識のない方に向けて、一元化して広報をしていただけると助かる。ご検討いただきたい。

委員：p.80 市内の施設を利用することによって市外入所施設利用者の削減をはかるということで目標が示されており、身体障害者20名という数字が出ているが、現状において実現可能な数値なのか。

事務局：身体障害者20名というのは現状で、そのうち半分まではいかないが、更生施設の利用者が半分くらい、それより重い方は療護施設を利用しているという状況である。

委員：地域移行支援という名目からはずれのではないか。受け皿がない。

事務局：3障害あわせての数値目標を設定している。状況や本人の希望は尊重されるべきと思う。その中で移行できる受け皿の整備も大切である。

委員：現状では難しいと思うが、市としても身体障害者が地域に戻れる受け皿の整備を考えてほしい。

委員：p.95 確保策まで明文化してあり、ありがたい。(2)事業者育成について、質の高いサービスを提供できる事業者を確保するため、評価や研修などを加えてもよいと思った。

事務局：p.71 地域自立支援協議会という組織があり、相談事業の評価や困難事例の調整、ネットワークの構築などの協議を行う場と考えている。実質的に事業者と一緒に研修などを行う場である。また、指定管理をお願いしているところでは委託料の中に研修費も含めるようにしている。それもふまえて障害者自立支援センターに事務局をお願いしようと考えている。事業者が自らの力で質の向上を図れる取組みがあるとよい。

委員：民間の会社が利潤を追求するのは当然のことだが、市として事業者に何を求めるか、市民のために良いと思う方向に市がイニシアチブをとることが大切だと思う。

委員：p.58 負担軽減について、実績から考えると誤差が出る。きちんと把握して、負担軽減の具

体策を考えるべきである。

事務局：国の施策としてどう位置づけているのか考えないといけないと思っている。国・県の動向を見極めていきたい。

委員：大和市らしさをどのように出すか。どこにお金をかけるか。相談体制の充実は、一元化なのか、多角化なのか。具体策が見えない。数値目標なり事業内容なりを示すべきである。また、レスパイトサービスは計画書のどこから読み取れるか。

会長：障害福祉計画の短期入所に入るのではないか。

事務局：短期入所は p.87 に記載している。

委員：これではレスパイトとして読み取れない。また、入所施設から地域に移行する場合の支援はあるが、現在地域で暮らしている人が、そのまま地域の中で暮らし続けるための施策が見えにくい。

会長：移行支援と継続支援の両方が必要で、継続支援の施策が見えにくいということである。

委員：p.50 短期入所には「休養」が入っている。p.87、88 の短期入所の見込み数には、レスパイト目的のための枠があることが読み取れない。

会長：見込み量からはレスパイトが読み取れない。p.50、p.87 の書き方は違うが、齟齬はないとみた方がよい。

事務局：p.50 はレスパイトまで含まれている事業内容が、p.87 は“など”でおさまってしまっているので、わかりにくかったと思う。

会長：意見が出たので文言として入れてほしい。

会長：相談体制についてはもう少し説明をお願いしたい。

事務局：相談支援事業は平成 19 年度から法人に委託していく。もともと障害者自立支援法ができる前から、行政は異動で担当者が替わることから、市民が安心して利用できるシステムにするため、障害者自立支援センターをつくることを考えてきた。この 4 月から、障害者自立支援センターで相談業務を行っている。身近なところで、地域の情報も十分あり、専門的な経験もあり、横のネットワークをとれるところを相談のメインとしていきたいという思いがある。当面は市が関与して、自立支援協議会で互いにレベルの向上を図っていく。相談支援事業が市民の安心につながると思う。今、そのところを詰めている。現行は障害者自立支援センターに生活相談、就労相談を委託している。児童の相談も受けている。まず、市内の通所授産施設、地域作業所、障害者自立支援センター、ハローワークなど、就労のネットワークをつくってもらった。子どもの療育は、これまでネットワーク化ができていなかったが、現状では市が中心となり、児童に関わる相談の関係者を集めて、コーディネートする方向で進んでいる。地域自立支援協議会において、身体・知的・精神・児童のそれぞれの分野で互いに育ちあうというイメージを持っている。

会長：成案では、相談体制についてももう少し具体的な形で盛り込まれることを期待したい。他にも意見があれば、今月中をメドに事務局に出してほしい。

委員：グループホームの従事者に対して、ボランティア程度の給料しか払えないという状況である。ショートステイの利用できるところが少なく、夜間支援体制にも対応できない。採算が合わなければ手をあげる事業者も少ないと思う。補助金などの施策を打ち出してほしい。

会長：市としての考えはどうか。

事務局：グループホームの経営は厳しいとは聞いているが、あくまでも障害者自立支援法の中で整理

している。限られた財源の中で、どこに力を入れるかを考えながら施策を検討している。ご意見としてうけたまわっておく。

委員：p.85 生活訓練事業の見込み数、対象者の考え方は。

事務局：精神障害者が退院する時に該当しやすいという想定はしていたが、それだけではない。生活訓練の見込み自体が、施設意向調査との間でブレが出ているので、見直しが必要である。

委員：対象をどこに広げるか。

事務局：生活訓練事業の対象者がモデルとして見えづらかったため、精神障害者がメインになると位置づけて考えた。

委員：卒業生の見込みと生活訓練事業の見込みの関連は。

事務局：これまでは生活訓練事業がなく、学校卒業後はそれぞれのサービスを利用できていた。どのような方が養護学校卒業後に生活訓練事業を選ぶのか見込みづらい事業である。おそらく、長期入院していた精神障害者の方が退院にあたって生活訓練を受けるという利用の仕方が、ニーズとしてもわかりやすく、多いと思う。

委員：障害児に関する施策として、土日の児童デイサービス、レスパイトなど、受け皿の問題がある。もう少し広域的な整備などにも触れていけないのではないかと気になった。

会長：市のスタンスなど明確さが求められる。

事務局：次回の日程については、別途調整、連絡する。

以上